

## 悪臭物質の排出規制地域及び悪臭物質の種類ごとの規制基準

昭和四十八年五月三十日 名古屋市告示第百八十二号  
改正 昭和五十二年八月三十一日 名古屋市告示第三百六十六号  
平成二年十二月十日 名古屋市告示第三百五十四号  
平成七年三月二十二日 名古屋市告示第九十五号  
平成八年三月二十九日 名古屋市告示第七号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条及び第四条の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域を次のとおり指定し、及び特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を次のとおり定め、昭和四十八年六月九日から施行する。

### 1 規制地域

名古屋市の全域とする

### 2 規制基準

(1) 法第四条第一項第一号の規制基準は、次のとおりとする。

ア アンモニア	大気における含有率が百万分の一
イ メチルメルカプタン	大気における含有率が百万分の0.002
ウ 硫化水素	大気における含有率が百万分の0.02
エ 硫化メチル	大気における含有率が百万分の0.01
オ 二硫化メチル	大気における含有率が百万分の0.009
カ トリメチルアミン	大気における含有率が百万分の0.005
キ アセトアルデヒド	大気における含有率が百万分の0.05
ク プロピオンアルデヒド	大気における含有率が百万分の0.05
ケ ノルマルブチルアルデヒド	大気における含有率が百万分の0.009
コ イソブチルアルデヒド	大気における含有率が百万分の0.02
サ ノルマルバレルアルデヒド	大気における含有率が百万分の0.009
シ イソバレルアルデヒド	大気における含有率が百万分の0.003
ス イソブタノール	大気における含有率が百万分の0.9
セ 酢酸エチル	大気における含有率が百万分の3
ソ メチルイソブチルケトン	大気における含有率が百万分の1
タ トルエン	大気における含有率が百万分の10
チ スチレン	大気における含有率が百万分の0.4
ツ キシレン	大気における含有率が百万分の1
テ プロピレン酸	大気における含有率が百万分の0.03
ト ノルマル酪酸	大気における含有率が百万分の0.001
ナ ノルマル吉草酸	大気における含有率が百万分の0.0009
ニ イソ吉草酸	大気における含有率が百万分の0.001

(2) 法第四条第一項第二号の規制基準は、悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号。以下「規則」という。）第三条に規定する方法により算出して得た流量とする。

(3) 法第四条第一項第三号の規制基準は、規則第四条に規定する方法により算出して得た濃度とする。